

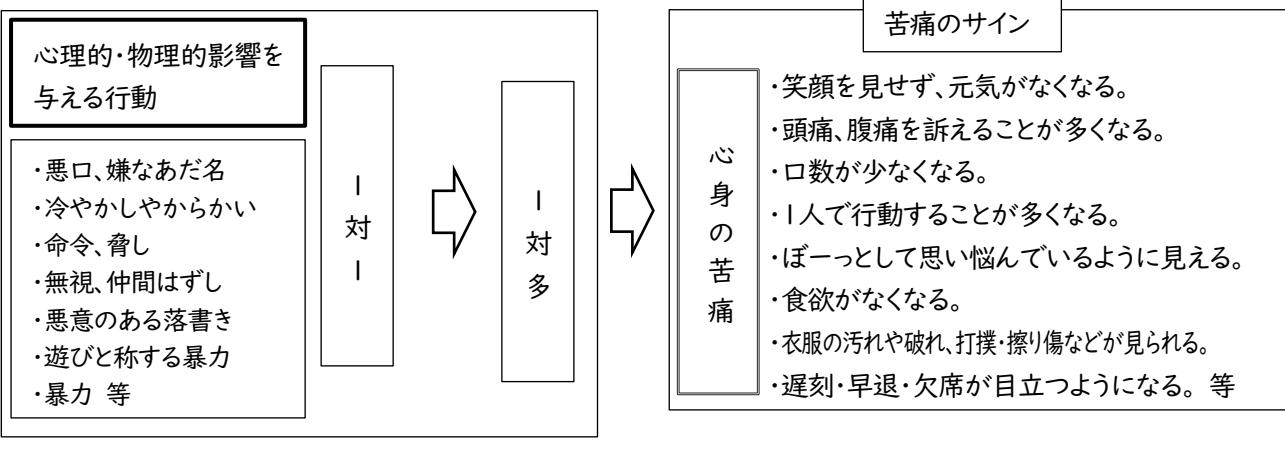
都農町立 都農東小学校 いじめ防止基本方針

本校のいじめ防止に関する全体構想

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第二条（定義）より）

【具体的ないじめの態様】



【いじめ防止の基本的な考え方と方策】

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点をもって日々の指導に臨む。
- いじめを生まない土壤をつくるために、心の通う対人関係を構築できる社会性のある児童の育成に努める。
- 児童や保護者に対して、「いじめは決して許されない行為である」ことについて理解を促す。
- いじめを受けている児童をしっかり守るとともに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

そのために

(1) いじめの防止の措置

- いじめを許さない土壤をつくる。
 - ・道徳教育、人権・同和教育の充実に努める。
- 自他を思いやる心を育成する。
 - ・児童理解の推進と望ましい人間関係づくりに努める。
 - ・一人一人のよさを見つめ、認め、励ます指導を心がける。
- いじめ問題の重要性を家庭や地域へ発信する。
 - ・学級通信、学校便り等を通していじめ防止の啓発を機会あるごとにを行う。

(2) いじめの早期発見の措置

- いじめのサインを見逃さず早期発見に努める。
 - ・心の声アンケートを定期的（毎月）に実施する。
 - ・子どもたちに寄り添い、子どもの発するサインをキャッチする。
 - ・保護者等からの情報を真摯に受けとめ対応する。
 - ・教育相談週間を設定し、一人一人の声に耳を傾ける。
- あすなろ会（いじめ不登校対策委員会）を設置し、全職員で問題に対処する。
 - ・毎月開き、いじめ兆候の有無を把握する。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。
 - ・速やかに管理職に報告するとともに組織として対応する。（臨時のあすなろ会の開催）
 - ・被害児童を守り、加害児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
- 必要な対応については、全職員で共通理解し、保護者の協力、関係機関と連携して取り組む。
 - ・校長以下職員は、誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たす。

(4) いじめ解消の定義

いじめ解消の状態は、以下の2つの条件が満たされることを必要とする。

- ① いじめがなくなっている状態が3か月以上続いている。
- ② 本人と面談し心身の苦痛を感じていないことを確認できる。（いじめの認知や解消の判断はあすなろ会で行う。）

いじめ及び不登校に関するアクションプラン

いじめや不登校の場合、以下に示す「生徒指導上の諸問題に対するアクションプラン」に沿って対処していく。

